

平成22年1月15日

財 務 省

繰越制度の一層の活用に向けた取組について

連絡・問合せ先

・主計局司計課

TEL 03(3581)4111 内線2296・2298

03(3581)3789 夜間直通

繰越制度の一層の活用に向けた取組について

「予算編成等の在り方の改革について」(平成21年10月23日閣議決定)において、繰越制度の一層の活用に向け取り組むよう、以下のとおり決定されたところ。

- ◆各府省や地方自治体からの問題点の指摘や改善要望について、窓口を設置し、包括的なヒアリングを行う(平成21年中を目途)
- ◆ヒアリング結果を踏まえ、繰越要件の明確化等の改善を行うこととし、改善方策を公表の上、可能なものは、平成21年度中から実施

I 窓口の設置

繰越制度に係る問題点の指摘や改善要望の窓口として、

- ・各府省(地方支分部局等を含む)は財務省主計局司計課
- ・地方自治体は各財務(支)局理財部主計課(沖縄は沖縄総合事務局財務部理財課)が対応(平成21年10月30日付けで各府省等関係者に周知)

II ヒアリングの実施

閣議決定を受け、平成21年10月より、ヒアリングを実施

＜ヒアリング実績＞

- ・財務省主計局司計課:全省庁からヒアリングを実施(11月9日から11月30日)
- ・各財務局等:各都道府県担当部局からヒアリングを実施(10月22日から12月10日)

Ⅲ 閣議決定を踏まえた具体的対応

繰越要件・手続等について、
「明瞭」「簡素」「迅速」の観点から、見直し・改善を実施

(一部を除き22年1月から実施)

◆「明 瞭」～繰越要件・基準が不明瞭との意見への対応～◆

- 明許繰越しの承認要件の明確化
 - ・繰越事由の記載方法の改善
 - －随意契約から一般競争入札等への移行に伴う、入札不調等による事務の遅れ
 - －請負業者の倒産などによる事業の施行の停止
 - に起因して、年度内完了・支出が困難となる事案について繰越事由として明記
- 繰越承認における基準の明確化
 - ・統一的な審査要領及び審査表を明示。これらを活用することにより審査の均一化と迅速化を図る
- 新たなマニュアル・事例集の作成、配布(22年3月を予定)
 - ・特に事故繰越しの事例を充実し、関係者(各府省、地方自治体、各財務局等)に配布

◆「簡素」～繰越手続が複雑との意見への対応～◆

➤ヒアリングの原則省略

- ・申請者は承認申請に当たり、前記の審査要領及び審査表によりチェックを行うことで、承認官庁は原則としてヒアリングを省略

➤添付資料の完全撤廃

- ・地図、工程表の徴求は行わない
- ・承認官庁が独自に求めている資料の徴求は行わない

➤科学研究費補助金の繰越し

- ・研究者から徴求する資料の簡素化(3種類の資料を1種類に集約)

※事故繰越しに係る手続については対象としない。

◆「迅速」～繰越承認までの期間短縮との意見への対応～◆

➤承認期限の設定

- ・承認官庁は申請から、原則として10日以内を目途に承認を行う

◆その他運用関係◆

➤上記のほか、各府省や地方自治体から要望の多い個別案件についての対応

- ・補正予算に係る繰越し

経費の内容や執行期間を考慮し、必要により個別の対応を検討

- ・支出負担行為実施計画未済経費に係る繰越し

繰越事由、確実な執行計画を前提に弾力的に対応

「予算編成等の在り方の改革について」(平成21年10月23日閣議決定)

国民主権の下で、納税者の視点に立った予算編成を行い、予算の効率性を高めていくために、平成22年度予算から、下記の改革を実施する。

－ 抄 －

3. 年度末の使い切り等、無駄な予算執行の排除

(4) 財務省は、現場での繰越手続等が非効率を招いていないかという観点から、各府省や地方自治体からの問題点の指摘や改善要望について、窓口を設置し、平成21年中を目途として、包括的なヒアリングを行う。その上で、繰越制度の一層の活用に向け、要件の明確化等の改善を行うこととし、改善方策を公表の上、可能なものは、平成21年度中から実施する。

各府省は、財務省によるヒアリングの実施に積極的に協力し、必要に応じ、地方自治体や、所管の独立行政法人等の関係組織からのヒアリングを仲介・代行する。

繰越制度の概要

歳出予算の繰越しは、国の経費の経済的、効率的な執行の観点から、一定の条件のもと、一会計年度内に使用し終わらなかった歳出予算の経費の金額を不用とせず、翌年度に繰り越して使用することを認める制度であり、その態様によって、明許繰越しと事故繰越しに分類される。

明許繰越し (財政法第14条の3)

歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由に基き年度内にその支出を終わらない見込のあるものについては、予め国会の議決を経て、翌年度に繰り越して使用できることとする制度が「明許繰越し」である。

事故繰越し (財政法第42条ただし書)

明許繰越しのように、予め翌年度に繰り越して使用することが予想される性質のものではなく、予算の執行の過程において、避け難い事故(暴風、洪水、地震等の異常な天然現象、債務者の契約上の義務違反など)のためにその年度内に支出を終わらない状況に立ち至った場合に、翌年度に繰り越して使用できることとする制度が「事故繰越し」である。